

【資料 2】

部会長等会議の開催について

1 部会長等会議設置の趣旨

「鹿児島県の定量的基準」が示されたことや、「公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証」が求められていることなどから、検討すべき課題が多岐にわたるため、専門部会の一つとして「部会長等会議」を設置し、調整会議の進め方や複数の専門部会に関連する事項の調整等については、必要に応じて部会長等会議で素案（たたき台）を検討の上、調整会議で協議することとする。

・地域医療構想調整会議の進め方等に関する主な課題

- (ア) 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について
- (イ) 公立病院・公的医療機関等以外の「その他の医療機関」の具体的な対応方針について
- (ウ) 2025年までに医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて
- (エ) 非稼働病棟を有する医療機関について
- (オ) 病床機能報告において、定量的基準と異なる機能を報告した医療機関の取扱いについて

2 部会長等会議の構成員

・調整会議議長・副議長，各専門部会の部会長，その他議長が指名する委員

3 第1回部会長等会議

・日 時：令和2年1月20日（月）午後6時45分～午後9時

・協議結果：別紙のとおり

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議
「第1回部会長等会議」協議結果

- 1 日 時 : 令和2年1月20日(月)午後6時45分～午後9時
- 2 場 所 : 鹿児島市立病院 多目的ホール
- 3 出席者 : 10名
- 4 部会長 : 上ノ町委員
- 5 説明事項
○部会長等会議の設置について
 - ・部会長等会議の趣旨等の確認
 - ・部会長等会議の協議結果は調整会議に報告し、必要な事項は調整会議の協議事項とする。
- 6 協議事項
○地域医療調整会議の進め方等に関する課題について

協議結果

ア 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

(7) 再検証対象医療機関4か所について

- ・再検証対象医療機関4か所については、高度急性期・急性期専門部会で説明をしていただき、協議を行う。
- ・高度急性期・急性期専門部会での再検証にあたり、対象医療機関から他の医療機能への変更意向があった場合は、必要に応じて該当する専門部会(回復期専門部会、慢性期専門部会)でも説明をしていただき、協議を行う。
- ・回復期、慢性期での協議をスムーズにするため、高度急性期・急性期部会での協議に回復期、慢性期の部会長等がオブザーバーとして参加する。

(1) 再検証対象医療機関以外の5か所について

- ・再検証対象医療機関4か所について優先的に協議を行うほか、その他の公的医療機関等5か所についても国の通知に基づき改めて議論する。

イ 公的医療機関等以外の「その他の医療機関」の具体的な対応方針について

(7) その他の医療機関の検討開始時期について

- ・鹿児島医療圏全体の2025年の医療提供体制の検討を行う必要があることから、公的医療機関の協議と並行して「その他の医療機関」についても協議を開始する。

(1) 回復期病床が大幅に不足とは言えない状況での今後の協議の方向性について

- ・2025年の必要病床数に少しずつ近づけていくため、定量的基準に基づく令和

元年度の病床機能報告の結果をもとに、今後、鹿児島市医師会から提案していただく必要病床数調整案も参考にしながら方向性を検討する。

- ・必要な場合は、定量的基準の見直しについて県の調整会議に要請する。

ウ 2025年までに医療機能の変更を予定している医療機関の取扱いについて

（注）現在、各医療機関が医療機能ごとの病床数を変更する場合に、事前に把握する仕組みがなく、調整会議での説明等を経ずに医療機能ごとの病床数の変更が行われている状況がある。このため、令和元年6月の第9回調整会議において、鹿児島保健医療圏における取扱いを今後検討することで合意した。

- ・2025年の必要病床数に向けた圏域内の調整について、当面、高度急性期・急性期における調整を優先することとし、また回復期も大幅に不足しているとは言えない状況を踏まえ、各医療機関が以下の変更を予定している場合は、事前に調整会議で説明していただくよう要請する。

高度急性期又は急性期へ変更する場合

慢性期から回復期へ変更する場合

- ・前年度の病床機能報告で変更予定の報告がないまま、翌年度の病床機能報告で既に変更されている場合についても、調整会議で説明をしていただく。

エ 非稼働病棟を有する医療機関について

(7) 医療機関への照会について

- ・非稼働病棟を持つすべての医療機関に対して、病棟を稼働していない理由、当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について、毎年6月頃、事務局から照会を行う。

(4) 照会結果への対応について

- ・稼働予定の医療機関に対しては、必要に応じて専門部会（稼働時の医療機能を担当する専門部会）への出席を求める。
- ・今後の運用見通しが「未定」の医療機関に対しては、2025年までには結論を出していただくよう働きかけを行う。

オ 病床機能報告において、定量的基準と異なる機能を報告した医療機関の取扱いについて

（注）令和元年度は定量的基準が定められた初年度ということもあり、定量的基準と異なる機能を報告する医療機関が想定される。異なる理由について、単なる入力誤りなのか、それ以外の理由によるものか等によって、調整会議での取扱いが変わってくるものと思われる。

- ・定量的基準と異なる機能を報告をした医療機関については、今後県担当課から示される予定の確認方法等の手順を踏まえて、次回以降の部会長等会議で検討する。

○予定された協議事項以外の各委員の意見

- ・調整会議では病床の話が中心で、在宅医療の確保までなかなか話が進まない。
- ・在宅医療や介護は、急性期医療以上に力を入れて体制づくりを行う必要がある。